

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道道州制特別区域推進条例の一部の施行期日を定める規則.....（地域主権局）	43
○北海道創造的中小企業育成条例施行規則の一部を改正する規則.....（産業振興課）	43
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（道立病院管理局）	44
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	45
○特定調達契約に係る入札の公告.....（水産振興課）	45
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	46
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	46
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	46
○建築士事務所の閉鎖処分（2件）.....（建築指導課）	47
○宅地建物取引業務の停止処分.....（建築指導課）	47
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	48
道労働委員会告示	
○地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に関する認定告示.....	49
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	49
○特定調達契約に係る入札の公告.....	50
道警察釧路方面本部告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	51
○特定調達契約に係る入札の公告.....	51
規 則	
北海道道州制特別区域推進条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。 平成19年7月27日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第78号	

北海道道州制特別区域推進条例の一部の施行期日を定める規則
北海道道州制特別区域推進条例（平成19年北海道条例第44号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成19年7月30日とする。

北海道創造的中小企業育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年7月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第79号

北海道創造的中小企業育成条例施行規則の一部を改正する規則
北海道創造的中小企業育成条例施行規則（昭和61年北海道規則第73号）の一部を次のように改正する。
別表第1号を次のように改める。

1	研究開発補助事業（重点業種事業化研究推進事業を除く。）	原材料・副材料費、治具・工具費、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験（検査）依頼費、特許実施費、先行技術等調査費その他研究開発を行うために特に必要と認められる経費	対象経費の2分の1以内の額（その額が500万円を超えときは、500万円。ただし、技術改善に係る研究開発については、250万円を超えときは、250万円）	
	研究開発補助事業（重点業種事業化研究推進事業に限る。）	原材料・副材料費、治具・工具費、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験（検査）依頼費、人件費（助成等の条件の欄1に規定する研究開発を行うために新規に雇用するシステムエンジニア、プログラマー等に係るものに限る。）、特許実施費、先行技術等調査費その他研究開発を行うために特に必要と認められる経費	次に掲げる額を合算した額（その額が1,000万円を超えときは、1,000万円） 1 対象経費のうち人件費に係るものの3分の2以内の額（その額が500万円を超えときは、500万円）	1 コンピュータ処理を目的とするソフトウェア又はコンピュータ制御によるシステム（インターネット等での利用に供するもの又は利用可能なものに限る。）の開発を伴う研究開発であること。 2 生物又はその機能を利用し、又は応用する研究開発であること。

			円) 2 対象経費のうち人件費以外に係るものの3分の2以内の額	3 環境負荷の低減につながる研究開発（資源の有効利用に関する研究開発を除く。）であること。 4 一般機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、輸送用機械器具及び精密機械器具の製造に関する研究開発であること。 5 ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年法律第2号）第2条第1項に規定するものづくり基盤技術を主として利用して行う事業に係る研究開発であること。	2 落札を決定した日 (1) 平成19年6月20日 (2) 平成19年6月20日 (3) 平成19年6月20日 (4) 平成19年6月25日 (5) 平成19年7月10日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 株式会社竹山 イ 住 所 札幌市東区北6条東2丁目 (2)ア 氏 名 株式会社日立メディコ北海道支店 イ 住 所 札幌市中央区北4条東1丁目札幌フコク生命ビル (3)ア 氏 名 株式会社ムトウ イ 住 所 札幌市北区北11条西4丁目1番地 (4)ア 氏 名 株式会社ムトウ イ 住 所 札幌市北区北11条西4丁目1番地 (5)ア 氏 名 株式会社ラボ イ 住 所 札幌市北区北27条西6丁目2番12号 4 落札金額 (1) 57,718,500円 (2) 27,195,000円 (3) 39,375,000円 (4) 36,750,000円 (5) 58,800,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 (1) 平成19年5月11日付け北海道告示第341号 (2) 平成19年5月11日付け北海道告示第341号 (3) 平成19年5月11日付け北海道告示第341号 (4) 平成19年5月15日付け北海道告示第358号 (5) 平成19年6月1日付け北海道告示第408号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
附 則 この規則は、公布の日から施行する。					
告 示					
北海道告示第521号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成19年7月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 生体情報モニター 一式 (2) デジタルX線テレビ 一式 (3) 電子顕微鏡 一式 (4) 三次元動作解析装置 一式 (5) 近赤外光イメージング装置 一式					

北海道告示第522号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（風連地区地域水田農業支援緊急整備〔緊急整備型〕（暗きよ、区画整理、客土、農業用排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成19年7月31日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年7月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第523号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年7月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量
マリンネット北海道システム用機器等 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成19年11月30日（金）
- (4) 契 約 期 間 平成19年12月1日から平成24年11月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (5) 納 入 場 所 入札説明書及び要求仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の賃貸借の資格及び情報システムの開発の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- (3) 経済産業大臣からシステムインテグレータ（S I）企業の認定を受けていること。

(4) 当該物品に関し、迅速な保守サービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該物品に関し、要求仕様書の記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成19年7月27日（金）から8月17日（金）まで
イ 申 請 の 方 法 申請書類は提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局水産振興課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道水産林務部水産局水産振興課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎10階水産林務部1号会議室（送付等による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局水産振興課）

(2) 入 札 日 時 平成19年9月7日（金）午前10時30分（送付による場合は、平成19年9月6日（木）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道水産林務部水産局水産振興課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道水産林務部水産局水産振興課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5471

10 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured :

Computer Network System 1 Set.

B . Bid tendering date and time : 10 : 30 A. M., September 7, 2007

(If mailed, bids must arrive no later than September 6, 2007)

C . Contact : Fisheries Promotion Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-jo, Nishi 6-chome, Chuo-Ku, Sapporo-shi, 060-8558 Japan.

Phone : 011-204-5471

北海道告示第524号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年7月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1(1) 解除予定保安林の所在場所 | 紋別郡湧別町字芭露1723の2、1724の2 |
| (2) 保安林として指定された目的 | 風害の防備 |
| (3) 解 除 の 理 由 | 河川管理施設用地とするため |
| 2(1) 解除予定保安林の所在場所 | 紋別郡湧別町字芭露1723の2、1724の2 |
| (2) 保安林として指定された目的 | 魚つき |
| (3) 解 除 の 理 由 | 河川管理施設用地とするため |

北海道告示第525号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年7月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|--|----------------------|
| 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 上川郡剣淵町（次の図に示す部分に限る。） |
| 2 保安林として指定された目的 | 風害の防備 |
| 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 | |
| (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 | |
| ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 | |
| イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 | |
| ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 | |
| (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 | 次のとおりとする。 |
| （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課及び剣淵町役場に備え置いて縦覧に供する。） | |

北海道告示第526号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成19年7月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 上川郡清水町（次の図に示す部分に限る。） |
|----------------------|----------------------|

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び清水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第527号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定により、次のとおり建築士事務所の閉鎖を命ずる処分をした。

平成19年7月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 監督処分をした年月日
平成19年7月19日
- 2 監督処分を受けた建築士事務所
- (1) 名称及び所在地
株式会社北海道設計企画 札幌市中央区南11条西7丁目2番7号
- (2) 開設者の名称及び代表者の氏名
株式会社北海道設計企画 代表取締役 中山 輝善
- (3) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
一級建築士事務所
- (4) 登録番号
北海道知事登録一級（石）第3453号
- 3 監督処分の内容
平成19年8月1日から平成20年4月30日までの9月間の建築士事務所の閉鎖
- 4 監督処分の原因となった事実
上記建築士事務所を管理する建築士が、平成19年6月19日に、建築士法第10条第1項の規定により、国土交通大臣から9月間の業務停止の処分を受けた。このことが、建築士法第26条第2項第4号に該当する。

北海道告示第528号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定により、次のとおり建築士事務所の閉鎖を命ずる処分をした。

平成19年7月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 監督処分をした年月日
平成19年7月19日
- 2 監督処分を受けた建築士事務所
- (1) 名称及び所在地
フジワラホーム株式会社 函館市日ノ浜町84番地
- (2) 開設者の名称及び代表者の氏名
フジワラホーム株式会社 代表取締役 藤原 靖孝
- (3) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
一級建築士事務所
- (4) 登録番号
北海道知事登録一級（渡）第114号
- 3 監督処分の内容
平成19年8月1日から平成19年12月31日までの5月間の建築士事務所の閉鎖
- 4 監督処分の原因となった事実
上記建築士事務所を管理する建築士が、平成19年6月19日に、建築士法第10条第1項の規定により、国土交通大臣から5月間の業務停止の処分を受けた。このことが、建築士法第26条第2項第4号に該当する。

北海道告示第529号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次の宅地建物取引業者に対し宅地建物取引業の業務について停止処分をしたので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成19年7月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 所在地 札幌市豊平区美園3条4丁目3番10号
- 2 商号又は名称 株式会社クリマ地所
- 3 代表者氏名 代表取締役 田中 直樹
- 4 免許証番号 北海道知事石狩(5)第4875号
- 5 業務停止の期間 平成19年8月2日から8月11日までの10日間
- 6 業務停止の範囲 宅地建物取引業の全業務

支 庁 告 示

北海道後志支庁告示第26号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年7月27日

北海道後志支庁長 宮 木 康 二

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 複写機賃貸借契約その1

デジタルカラー複写機等の賃貸借 一式 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 複写機賃貸借契約その2

デジタル複写機等の賃貸借 一式 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

ウ 複写機賃貸借契約その3

デジタル幅広複写機等の賃貸借 一式 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

エ 複写機賃貸借契約その4

デジタル複写機等の賃貸借 一式 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

オ 複写機賃貸借契約その5

デジタル複写機等の賃貸借 一式 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契 約 期 間

(1)のアからオまで、いずれも平成19年10月1日から平成23年9月30日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所

ア 複写機賃貸借契約その1

北海道小樽土木現業所本所

イ 複写機賃貸借契約その2

北海道小樽土木現業所事業部事業課

ウ 複写機賃貸借契約その3

北海道小樽土木現業所事業部事業課

エ 複写機賃貸借契約その4

北海道小樽土木現業所余市出張所

オ 複写機賃貸借契約その5

北海道小樽土木現業所共和出張所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成19年7月27日（金）から8月27日（月）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号

北海道小樽土木現業所企画総務部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道小樽土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所別棟会議室（送付による場合は、郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課）

- (2) 入 札 日 時 平成19年9月5日（水）午後1時30分（送付による場合は、平成19年9月4日（火）までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- 第1893号 49

北海道警察本部長 樋 口 建 史

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成19年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成19年7月27日に一般競争入札の公告を行う車載式交通事故自動見分システム搭載車の賃貸借契約

(2) 資 格 車載式交通事故自動見分システム搭載車の資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 車載式交通事故自動見分システム搭載車の賃貸借

2 資 格 条 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

(1) 調達物品を賃貸借できることを証明した者であること。

(2) 調達物品の保守点検が可能な者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成19年7月27日（金）から8月22日（水）まで

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

北海道警察本部告示第103号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年7月27日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

車載式交通事故自動見分システム搭載車 5式（1月当たりの単価）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成19年12月1日から平成24年11月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 履 行 場 所 契約担当者が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成19年北海道警察本部告示第102号に規定する車載式交通事故自動見分システム搭載車の賃貸借の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場

(2) 入 札 日 時 平成19年9月5日（水）午前10時30分（送付による場合は、平成19年9月4日（火）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、入札説明書については、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>）で閲覧・印刷することができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(11)、(12及び13)によるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2236

9 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be leased :
Vehicle equipped with an automatic on-the-spot inspection system for traffic accidents/ 5 units
- B . Bid tendering date and time : 10 : 30 A. M., September 5, 2007
(In case of mail, the necessary documents must be delivered by September 4)
- C . For further information, please contact : Finance Division, General Affairs
Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo,
Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan.
Phone : 011-251-0110 Extension 2236

道警察釧路方面本部告示

北海道警察釧路方面本部告示第29号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成19年7月27日

北海道警察釧路方面本部長 堀 金 忠

1 資格及び調達をする賃借物品等の種類

平成19年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成19年7月27日に一般競争入札の公告を行う集合教育用四輪自動車用運転シミュレータ装置の賃貸借契約
- (2) 資 格 集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置の賃貸借の資格（以下「資格」という。）
- (3) 物 品 等 の 種 類 集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置の賃貸借

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

- (1) 平成19年7月1日現在において、物品の賃貸事業を営んでいること。
- (2) 過去2年間ににおいて、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (3) 調達物品の保守点検が可能な者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成19年7月27日から8月17日までの午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察釧路方面本部会計課

イ 提出先の所在地 釧路市黒金町10丁目5

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

北海道警察釧路方面本部告示第30号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年7月27日

北海道警察釧路方面本部長 堀 金 忠

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置の賃貸借 一式（1月当たりの単価）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成19年12月1日から平成24年11月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所 北海道警察釧路方面本部釧路運転免許試験場

2 入札に参加する者に必要な資格

平成19年北海道警察釧路方面本部告示第29号に規定する集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置の賃貸借の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察釧路方面本部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 釧路市黒金町10丁目5 北海道警察釧路方面本部2階大会議室（送付による場合は、郵便番号 085-8511 釧路市黒金町10丁目5 北海道警察釧路方面本部会計課）

(2) 入 札 日 時 平成19年9月7日（金）午後1時30分（送付による場合は、平成19年9月6日（木）までに必着のこと。）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて名を明記したもの）及び100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、8の(2)に申し込むこと。

また、北海道警察釧路方面本部のホームページ（<http://www.kushirohonbu.police.pref.hokkaido.jp/>）で閲覧・印刷することができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入

札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(11)、(12及び(13)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察釧路方面本部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 085-8511 釧路市黒金町10丁目5
電話番号 0154-25-0110 内線 2232

9 Summary

A . Nature and quantity of products to be procured : Four Wheel Vehicle Driving Simulator Equipment for Group Education 1 set

B . Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., September 7, 2007
(If mailed, bids must arrive no later than September 6, 2007)C . Contact : Finance Division, Hokkaido Kushiro Area Police Headquarters, 10-5, kurogane-cho, Kushiro, Hokkaido 085-8511 Japan.
Phone : 0154-25-0110 Extension 2232